

教育ダッシュボード実証事業 業務委託 公募型プロポーザル実施説明書

1 業務委託名

教育ダッシュボード実証事業

2 業務内容

本事業は、学校運営の質の向上を目指し、学校に「可視化された教育データ（ダッシュボード）」を提供し、その利活用を図るものである。この「ダッシュボード」により、児童生徒、教員、管理職それぞれにとって有益なデータ（エビデンス）を可視化し、属人知に頼ることなくデータを活用することで教育の質が向上するかを実証する。この目的のため、教育ダッシュボードの構築および実証に必要な作業を委託するもの。

（※詳細は、別紙「仕様書」のとおり）

3 委託契約予定日

令和6年5月中旬

4 委託契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 事業に係る予算上限額

教育ダッシュボード構築および実証にかかる経費

（データベース、パネルの構築を含む） 2,158千円

※上記予算上限額は、消費税及び地方消費税を含む。

6 質問の受付

提出期限：令和6年4月19日（金）17：00まで

宛 先：北九州市教育委員会次世代教育推進部教育情報化推進課

提出方法：様式1「質問書」に記載の上、

E-mail (kyou-jouhou@city.kitakyushu.lg.jp) で質問書を送信してください。

※送信後に、教育情報化推進課あてに確認の電話連絡をください。

※回答は、4月23日（火）12：00までに行う予定です。

※説明会は行いませんので、不明なことがあればご質問ください。

7 参加の申出

提出期限：令和6年4月26日（金）17：00まで

場 所：北九州市教育委員会次世代教育推進部教育情報化推進課
（北九州市小倉北区大手町1番1号 東棟7階）

提出方法：様式2「参加申出書」に記載の上、

E-mail (kyou-jouhou@city.kitakyushu.lg.jp) で参加申出書を送信してください。

※送信後に、教育情報化推進課あてに確認の電話連絡をください。

留意事項：参加申出書には、【参加資格】(8)(9)の実績がわかる資料を添付してください。

参加の申出後に辞退する場合は様式5「辞退届」を提出してください。

【参加資格】

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 北九州市の市税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。ただし、更生計画許可決定又は再生計画許可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (6) 暴力団員でないこと、また暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 過去5年間に地方公共団体において、教育ダッシュボードにかかるシステム構築に関する実務、または校務支援システムの保守運用に関する実務経験について事業実績（現在履行中のものを含む）があること。
- (8) ISMS やプライバシーマークなどの認証を取得していること。

【参加資格の喪失】

提案者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、当該プロポーザルに係る参加資格を失うものとし、また、既に提出され

た提案は無効とする。この場合、市は、当該提案者に対し、当該プロポーザルに係る参加資格を失った旨及びその理由を文書にて通知する。

- (1) 本書に規定する参加資格の要件を満たす者ではなくなったとき
- (2) 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触したとき
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

8 企画提案書の提出期限

提出期限：令和6年5月2日（木）17:00まで

場 所：北九州市教育委員会次世代教育推進部教育情報化推進課
(北九州市小倉北区大手町1番1号 東棟7階)

提出方法：様式3「企画提案書」を表紙として、以下のとおり資料を作成し、本市から案内する転送システムにて送信してください。

全体の頁数は、表紙を除き概ね30頁（A4サイズ）まで。

様式4「会社（法人）概要書」、見積書（任意様式・押印必要）を添付。

なお、作成した資料は全てPDF形式に変換した電子ファイルを提出すること。

※送信後に、企画調整課あてに確認の電話連絡をください。

留意事項：提出書類は返却しません。また期限までに提出がなかった場合は、辞退とみなします。後日、様式5「辞退届」を提出してください。

9 審査方法

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、プロポーザル方式審査委員会において審査を行い、最も優れた提案内容の事業者を選定します。

日 時：令和6年5月7日（火）午後の予定

場 所：小倉北区役所西棟6階 教育委員会 教育委員会会議室
(北九州市小倉北区大手町1番1号 西棟6階)

審査委員：4名（予定）

※参加者からのプレゼンテーションは20分間程度。その後10分間程度の質疑応答を予定。

※参加時間の割振りは個別に連絡します。

※災害や交通遮断等の特別の理由なく、指定時間に参加がなかった場合は、辞退とみなします。後日、様式5「辞退届」を提出してください。

10 評価項目、評価基準及び配点等評価方法に関する事項

別紙「企画提案審査票」のとおり

1.1 スケジュール

内容	日時
公募開始	令和6年4月15日（月）
質問書提出期限	令和6年4月19日（金）17時00分
質問書への回答期限	令和6年4月23日（火）12時00分
参加申出書提出期限	令和6年4月26日（金）17時00分
企画提案書等提出期限	令和6年5月 2日（木）17時00分
プレゼンテーション・審査	令和6年5月 7日（火）午後
結果通知および契約の締結	令和6年5月 8日（水）以降

1.2 審査結果の通知及び公表に関する事項

(1) 審査結果の通知

市が受託候補者を特定後、速やかに提案者全員に次の事項を通知します。

ア 受託候補者として特定した、又は受託候補者として特定されなかった旨

イ 当該提案者の順位及び点数

ウ 受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について、
所定の期限までに説明を求めることができる旨

(2) 審査結果の公表

市が受託候補者を特定後、速やかに市ホームページに次の事項を公表します。

ア 受託候補者の商号又は名称

イ 提案者数

ウ 提案者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価結果

エ 委員会の委員（外部委員を含む）の氏名及び職名（職業）

オ 委員会における主な意見

カ 市の主な特定理由

1.3 提案書等に関する費用負担

市は、参加者の提案書作成・提出等に関する費用については負担しません。ご了承ください。

1.4 その他

受託候補者の決定後、仕様書を企画提案に合わせる必要がある場合など仕様書の一部を変更する必要がある場合は、市と受託候補者で協議して対応することとします。なお、その内容についてはプロポーザル方式審査委員会委員への報告を行います。

15 事業所管課（問合せ先・提出先）

北九州市教育委員会次世代教育推進部教育情報化推進課（企画調整課 DX 推進担当）

場 所：北九州市小倉北区大手町1番1号 東棟7階

電 話：093-582-3445

E-mail: kyou-jouhou@city.kitakyushu.lg.jp